発 言 者	内容
梅澤賃金室長	これより、令和4年度第6回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただ
	きたいと思います。
	本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
	初めに、各委員の出席状況についてでございます。島袋会長より都合によ
	りご欠席の連絡が入っております。只今、岩橋委員と連絡をとっていますが、
	まだ出席か欠席か確認中ですので、現状公益委員は3名の参加でございま
	す。労働者側委員が5名、使用者側委員が5名、合計13名でございます。
	最低賃金審議会令第2条により沖縄地方最低賃金審議会の委員の定数は、
	15 名となっておりますので、本審議会は、審議会令第5条第2項の定足数
	(10 名以上)を満たしていることをご報告いたします。
	それでは、これからの議事の進行につきましては、島袋会長が欠席のため、
	上江洲会長代理にお願いしたいと思います。
	よろしくお願いします。
上江洲会長代理	それでは、今年度最後の審議会となりますが、島袋会長に代わりまして、
	私の方で進めてまいりたいと思います。
	これから、第6回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきます。
	まず初めに、議事録署名人をお願いしたいと思います。労働者側委員は宮
	城委員、使用者側委員は新垣委員にお願いしたいと思います。
	よろしくお願いします。
	それでは、議事の前に事務局より委員についてのご報告があるとのことで
	すので、事務局よりお願いいたします。
梅澤賃金室長	皆様のお手元に配布させていただいております本日の資料 1 の名簿をご

覧ください。

既に公示や沖縄労働局 HP へ掲載しておりましたが、労働者代表委員でありました鎌田委員より、都合により昨年 10 月 31 日付け辞職の申し出があり、これを受けて補充委員の公募公示を実施しました。

推薦がありました1名、喜納 浩信氏においては、内容確認の上、11月 22日付け辞令を発出しております。

ご本人には机上配布での辞令交付と本日初めての審議会へのご参加となっており、各委員の皆様にも事前報告はさせていただいておりましたが、名 簿の変更をして本日配布させていただいております。以上です。

上江洲会長代理

それでは、喜納委員は就任されて初めての参加ですので、一言、ご挨拶を いただいてもよろしいでしょうか。

喜納委員

皆さんこんちには。この度、鎌田委員より引き継いで、その在任期間、対応することになりました喜納と申します。

出身はUAゼンセンということで、中々産別名ではわかりにくいと思いますが、りうぼう百貨店、イオン琉球、沖縄コカコーラさん、その他中小の地場の組合が加盟しているところの支部長をしております。

縫製の最低工賃では、色々と皆さんと審議、意見交換させていただきました。最賃について、今日、最終で今回初めてということで、大変申し訳ありませんですけど、今後ともよろしくお願いいたします。

上江洲会長代理

喜納委員、ありがとうございました。

では、審議に移っていきたいと思います・

まず、議事次第1「令和4年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について」

となっています。最初に事務局から報告等をお願いします。

梅澤賃金室長

報告させていただく前に、今、岩橋委員が参加となりましたので、午後4 時8分以降参加の形で審議の方、お願いしたいと思います。

それでは、今年度の審議会の総括といたしまして、4点説明及び報告をさせていただきます。

まず、1点目として、今年度の最低賃金審議会の開催状況につきまして説明いたします。

3ページの資料3を見ながら説明したいと思います。

これまで、本審が5回、本日が第6回。地域別最低賃金専門部会が6回開催。そして、資料真ん中の方、特定最低賃金の必要性の有無を審議するために設置した運営小委員会が2回。

資料をめくっていただいて裏面になりますが、右側の方、新聞業最低賃金 専門部会が3回。合わせて計16回の会議を開催いたしまして、沖縄県最低 賃金や特定最低賃金の改正に係る審議を行っていただきました。

このうち、沖縄県地域別最低賃金につきましては、昨年7月4日に開催しました第1回本審において、沖縄労働局長からの諮問後、専門部会で審議をいただきました。専門部会での審議結果は、追加開催を含めまして、最終的には全会一致の結審には至りませんでしたが、8月10日の第4回本審において、専門部会審議結果報告を踏まえ、全委員による採決が行われ、現行の時間額820円から33円、4.0%引き上げて853円とする答申をいただきました。

その後、所定の手続きを経て、答申どおり確定し、令和4年10月6日に 発効したところです。

次に特定最低賃金につきましては、現在の6業種のうち、新聞業を含む4業種の労働者団体から改正の申出があり、これに基づき7月31日の第2回

本審において、沖縄労働局長から、これら4業種の特定最低賃金の改定の必要性について諮問をさせていただきました。

運営小委員会において審議の結果、沖縄県新聞業最低賃金について、改正の必要性について、全会一致にて必要性ありとの結論に至り、8月5日の第3回本審への報告を行っていただきました。

同日、報告に基づく答申を受け、沖縄県新聞業最低賃金の改正諮問を行い、8月31日から3回の専門部会の開催を経て、9月16日、全会一致により時間額853円から26円、36%引き上げて879円とする部会報告及び答申をいただき、所定の手続きを経て答申どおり、確定いたしました。令和4年11月17日に発効となったところです。

続きまして、2点目。改正最低賃金の周知に係る取組状況について報告させていただきます。こちらの方、配布資料等は特にございませんので、聞いていいただければと思います。

地域最賃の答申をいただいた 8 月 10 日に、答申内容に係る意見公示を行うとともに、 9 月 7 日に官報公示手続きを経て、10 月 6 日から発効することについて、県内マスコミへ随時、発表し、新聞、テレビなどで取り上げられたところです。

また、より広く周知を図るため、国や県及び市町村を始め、経済、業界団体、労働団体、大学、高校の教育機関などに対して、ポスター及びリーフレットを配布し、改正された最低賃金額の周知協力を要請したところであります。地域最賃と特賃がありますが、おおよそ、1,400件前後を配布させていただいております。

加えて、答申の際にいただきました中小企業、小規模事業主を始めとした 最低賃金引き上げのための環境整備に係る各種支援策として、「業務改善助 成金」、「事業再構築補助金」を拡充し、その周知協力の要請を8月下旬に行 いました。こちらの方も、国、県、市町村などの機関に対して文書での協力 要請を行い、おおよそ80件以上という形になっております。

さらに、10月、ラジオCMを、昨年度と同様に、3局において実施しました。この他、10月4日には、県庁前広場において、県及び労使団体の協力を得て、最低賃金改正周知街頭キャンペーンを実施し、通行者にリーフレットを配布、実施しました。中部地区においては10月25日、北部地区においては翌10月26日に街頭キャンペーンを実施いたしました。産業まつり関係においては、10月21日奥武山において行われた催物で、リーフレットの配布等行っております。

後、テレビにおける局長のインタビュー、また、FMラジオ放送への要請がありまして、局長参加による広報等も、今年度実施したところでございます。

2月末時点での広報全体の結果ですが、県、市町村のHPについては、全数 100%掲載を達成しております。この他、広報誌への随時の掲載、こちらの方にも引き続き依頼をしております。その他労使団体の広報誌にも掲載をいただいていることをご報告させていただきます。

今後も引き続き、集団指導等、あらゆる機会をとらえて、最低賃金額の周知等を行ってまいります。

3点目です。業務改善助成金を始めとした支援策及び周知について報告させていただきます。

業務改善助成金については、確定値が出ておりませんので口頭説明となりますが、2月末速報値について、沖縄県内では、通常コースに60件の申請があるという状況と、補正予算で組まれた特例コースが18件の申請、合わせて78件の申請が2月末の状況です。参考に令和2年度は、全体で8件。令和3年度においては、68件となり、今年度はその数字は上回っているという状況です。

9月、12月に業務改善助成金の内容は拡充されておりますが、引き続き

3月末までとなっておりますので、対応を継続させていただいております。

また、最低賃金、賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策として、賃金引上げ特設ページを厚生労働省本省のホームページに1月10日より開設し、地域、業種、職種ごとの平均的な賃金検索機能などを設け、簡単に参考データを見ていただけるようにしておりますので、利活用の周知をお願いしております。

以上、窓口や労働局HPでの周知、関係機関への情報提供を継続して実施 しております。

最後4点目です。4点目は遅くなりましたが、資料4-1として、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果ということで、平成24年以降の分を全国計の分を見ていただいております。めくっていただいて次のページも全国計の業種ごとの内訳になっています。次をめくっていただいて資料4-2は、同じく平成11年から継続の指導件数や違反率、全国違反率が載っています。こちらは沖縄分になります。

最低賃金履行監督は、毎年1月から3月にかけて、集中的に実施させていただいております。特に令和4年1月分からは、集中取組期間としてパートナーシップ協定を含めた対応、指導を行うと大臣指示がありまして、その対応を最低賃金の引上げと合わせて行っております。

今年度についても同様に行っておりますが、今年度、速報値はまだ出ておりませんので、資料で令和4年と書いている部分は、令和4年の1月から3月実施ということで記載されております。

資料4の縦表で数字だけ簡単に確認させていただきますと、真ん中の方、 年次別推移、令和4年の沖縄県の分は174件、行政指導として事業場の方の 訪問を実施しまして、最低賃金額が法定額を下回っているというところが8 件。違反率にして4.6%。資料4-1の全国平均の違反率が10.7%なので、 約半分くらいの状況になっております。こちらの方で過去の推移も含めて確 認していただければというふうに思っております。

今年度も、1月から最低賃金の履行確保を主眼とする行政指導監督は実施しておりますので、また3月末まで全国推移分を締め切ったものについては、来年度の審議会にまた提供させていただくという流れになると思います。賃金引上げに係るWebページの利活用と含めて、賃金データの提供を合わせて行っております。

以上4点、事務局からは、今年度の審議会及び審議会後の広報と合わせました対応状況の説明になります。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございます。

盛りだくさんでしたけれど、今年度の開催状況、改正後の周知広報の取り 組み、支援策の実施状況、さらに履行確保の観点から、監督指導した数値等 も提示していただきました。

これらの説明を受けて、ここで、ご意見等申し述べたいという方がいらっしゃいましたら、確認でもかまいませんけれども、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(しばらくの間)

よろしいでしょうか。 (なし)

それでは、会議の最後でもご意見等お聞きしますので、この点については終了させていただいて、次の議事次第2の方に進めさせていただきたいと思います。

(委員 挙手)

田端委員

議事次第2に行く前に、今期の最低賃金審議会の総括についてということですので、いくつか振り返って、使用者側を代表して発言をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、2年連続、付帯決議ということになりまして、特に最賃を 引上げる環境整備についてということを文言の中に付記させていただきま した。結審した後、労働局の方で、関係機関等周られて、周知していただい たことは感謝申し上げます。

今年を振り返って、次年度に繋がる部分について、詳細を総括させていた だきたいと思います。 3 点ございます。

まず、今年の審議の中で、賃金改定状況調査結果の第4表の取り扱いについて、色々議論がありました。使用者側として、従来、賃金改定状況調査の第4表、今回で言うとの方、賃金上昇率1.9%、これが明確な根拠を持つ統計データということで、それに基づき議論すべきと伝えたところです。

只、結審に至った数値で採用されたのが、参考データとして提示されている第4表の 、これが賃金上昇率2.4%、これが採用されています。

審議の中でもありましたが、この第4表の は、引き上げ率が高くなる特定の集団のみを抽出して算出しており、客観性が乏しくなるということで、 最賃決定の基礎データとして用いることは、適当ではないというふうに申し 上げていたところです。

残念ながら、最終的な結論としては、この第4表の のデータを用いて今回の引上げの根拠として採用されたことは、残念であり遺憾であることを申し上げておきたいと思います。

それから 2 点目なんですけど、今回の審議の中で、先程の 2.4%の賃金上昇率に、第 4 表の調査日以降、2 月は 0.9%の物価上昇率、6 月の時点ではさらに上がって 2.5%ということになったので、その差分 1.6 ポイント、これを賃金上昇率 2.4%に足して 4%と。 4%分を 820 円に掛けて 33 円を引上げるのが適当であると説明がされておりました。

只、今回、1.6 ポイント部分は、来年度の第4表で示される賃金上昇率の 先取りになるというふうに思っておりますので、次年度の第4表の数値から 差し引くものであることを、ここで、改めて申し上げておきたいというふう に思います。

3つ目に発効日の取り扱いなんですけど、今回は、過去最高の引上げ額 33 円となったにもかかわらず、答申から発効までの期間が従前とほぼ変わらな い日程が維持されていることは極めて不合理であると思っております。

最低賃金の引上げに真摯に対応する企業を後押しすべく、十分な準備期間の確保に向けて、例えば、年はじめの1月や年度初めの4月など、発効日の柔軟な設定について、是非検討していただきたい。使用者側の意見としては以上です。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございます。

次年度に向けてのコメントをいただきました。

これについて、何かありますでしょうか。

(委員 挙手)

砂川委員、お願いします。

砂川委員

やはり、今の急激な物価上昇、沖縄においても 3.7% の物価上昇と 3 %後半までいっていますので、やはりそこは考慮しないといけないのかなというふうに思っています。

また、新聞等から、沖縄の1月の状況、データが出て、4.1%の実質賃金が減っているということからすれば、働いている生活者の賃金、生活が非常に厳しくなっているということがデータとしても表れていますので、物価上昇、可処分所得の減少というところが無視できないなと、我々は思っています。

そして、発効日についても、最低賃金の近傍で働いている方は、結構、労 使関係がないという会社です。今春闘の真っ最中ですけど、やはり労使関係 がないところの働く人たちに、全て波及させたいということで、やはり1日 でも早い発効が望ましいと、私は思っています。

最近、新聞に載っていたのが、賃金引上げを検討しているかどうかという 県内のアンケートがありましたけれど、その中で、調査をした 47 か 46 社の うち 11 社が、最低賃金が上がったときに考える、というコメントも出され ておりますので、やはり、そうなると、1日でも早くと、審議のスピード感 も意識しながら今年もやりましたけれど、発効日については、早期に発効す るというのが労働組合としての立場です。以上です。

田端委員

発効日の件で、補足させていただきます。

今回、労働局の方で、付帯決議の3番目の部分について、色々、関係機関に対して、要請していただいたことは良かったことだと思います。

只、やはり、発効日までの期間が短いということもあって、それを価格に 転嫁するということが、企業の方が、中々容易ではないという実態がありま して、まして、民々は、今パートナーシップの構築宣言とか、その取り組み が進んでいるんですが、公契約の部分で中々進んでいない事情があります。

県が、昨年の 10 月に、最低賃金がこれだけ引きあがって、どれだけの公 契約の改定に繋がったかということを、実は調査をしておりまして、その中 で、例えば、250 件くらいある中で、9 件くらいしか回答しないという実情 があります。

なので、中々、給与改定が難しいという実情を踏まえますと、やはり 10 月というのは、時期的には、厳しいのかなというふうに思っておりまして、 1月や4月というのが望ましいのではないかなと思います。

ただ、これは、価格の転嫁については、労側についても、これをやる必要性については、重々承知はしていると思うので、これは公労使一体として、引き続き、このような取り組みは進められればなというふうに思っておりま

す。以上です。

砂川委員

公契約に関しては、連合も政策制度の提言ということで、県に出していて、 最低賃金が変わる時期には、公契約の内容も見直してくれ、ということで要 請し、県としては、申出があるところは改定をするんだということで我々に は回答しています。

只、田端委員がおっしゃっていたところでも、中々、改定が出来ていないということであれば、労働組合の役割、立場で、公契約のことも、最低賃金が 10 月に改定になるとすれば、それに合わせて契約の内容も変えるということは、我々としても、申し上げていきたいと思っております。

さらに、実態を伴っている、実現をしてくれということは、もう少し強く 言っていきたいというふうに思っております。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございます。

労使それぞれから、かなり指摘がでました。

これは、昨年の審議の中でも出たことかと思われます。最後に 2 人から出た話では、やはり行政機関への対応を、求めていきたいという趣旨であったと思いますので、この点も含めて、ご指摘に関しては、事務局の方で、今後次年度に向けて検討いただいて、次年度審議会において報告等お願いしたいと思います。

それでは、次第の2に入らさせていただきたいと思います。

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について、というふうになっております。

事務局の方から、説明お願いします。

梅澤賃金室長

お手元の配布資料の2ページにあります資料2「最低賃金審議会令(抄)」 をご覧下さい。

沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置につきましては、ご承知の通り、昨年7月4日に開催しました第1回本審及び8月5日第3回本審におきまして、最低賃金法第25条第1項の規定に基づき、沖縄県最低賃金の改正を審議するために「沖縄県最低賃金専門部会」及び「沖縄県新聞業最低賃金専門部会」の設置が決議され、専門部会におきまして、本審より付託された最低賃金額の改正に向けた審議を行っていただきました。

今年度設置された2つの最低賃金専門部会におきまして、本審より付託された審議事項が終了したことによりその任務は終了したものと認められます。

よって、最低賃金審議会令第6条第7項の規定、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」となっておりますので、当本審におきまして、今年度設置した2つの最低賃金専門部会の廃止について御承認をいただきたく、提案させていただきます。

上江洲会長代理

ただ今、事務局から2つの最低賃金専門部会の廃止について説明、提案が ありました。

今年度は、最低賃金の専門部会と、新聞業の最低賃金専門部会の2つの専門部会の設置を当本審で決議をしまして、改正に向けた審議を付託し、審議滞りなく進めていただいたというふうに思っております。

設置した専門部会は、それぞれ、その任務は、役割は終えたと思いますので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定に基づき、廃止することでよろしいでしょうか。

(は い の声)

ありがとうございます。

承認が得られたということで、ただ今をもちまして、令和 4 年度沖縄地方 最低賃金審議会の沖縄県最低賃金専門部会及び沖縄県新聞業最低賃金専門 部会を廃止することとします。

次に、議事次第3として、「その他」とありますが、まずは、事務局より 説明をお願いします。

梅澤賃金室長

それでは、その他としまして、まず、「令和5年度沖縄県特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について」報告させていただきます。

特定最低賃金改正の意向表明につきましては、審議会における年間審議スケジュールの調整等に鑑み、改正の申出を行う業種については、概ね前年度末を目途に改正の意向の有無を確認させていただいております。

次年度の改正の意向についきまして、2月16日付け特定(産業別)4業種から労働局長あて改正の意向表明がありましたので、ご報告いたします。

意向表明の内容につきましては、配布資料の資料 5 、8 ページから 9 ページになります、陰影は黒塗りとさせていただいております。

2月16日付けで4業種。糖類製造業、新聞業、各種商品小売業、自動車小売業の、この4業種の意向表明をいただいております。

委員の皆様方には、ご確認いただければと思います。

続きまして、来年度の中央最低賃金審議会の日程が、まだ決まっておりませんが、来年度の沖縄地方最低賃金審議会の審議会スケジュール案を作成しております。只今の特賃4業種の意向表明を受けまして、次のページの添付資料6の「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会日程(案)」及び添付資料7「令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」により説明させていただきます。

まず、改正発効日を例年と同時期、10月1日と設定した場合の日程で組まさせていただいております。

そうすると、資料6の1又は2を見ていただきますと、10月1日と設定した場合は、逆算で見ていくと、8月7日までの答申が必要となります。特段の事情がなければ案のとおり、一番最初は、7月3日に第1回の本審、15時から入れておりますが、こちらのスケジュールより開始して、予定表でいきますと8月7日を第3回本審として提案させていただいております。

このスケジュールの中では、目安伝達の日程が未確定ですが、審議日程にかかわらず、目安が把握できた時点で各委員あてに、メールにより情報提供を先行させていただくことを例年どおり前提として考えております。

また、今年度、中賃の目安伝達が遅れたことにより、労使の各委員の皆様には最初の金額案の提示がイレギュラーなスケジュールになったこと、また、以前に台風の来襲による開始時間の変更もあったことなども踏まえ、今年度は、予備日というものを設定しました。

例えば7月の20日に第1回専門部会がありますが、もし台風その他の事情により、開催できなかった場合の予備日として21日、24日。7月31日の本審を含めた3つの会議の開催の予備日として8月1日。また、今申し上げました10月1日の発効に向けた答申が8月7日になりますが、こちらの方も、台風等の他、今年度、昨年度と同様に追加開催となった場合のための予備日、第7回、第8回専門部会等も予備日と合わせて組んであるというのが、今年度のスケジュール案となっていますので、ご確認いただければというふうに思っております。

9月部分については、特賃等を10月まで組んで、最後は、年度末の3月に総括の審議会ということで予定させていただいております。

事務局からは以上になります。

嘉手納労働基準部長

今、梅澤室長から説明がありましたことについて、補足させていただきた いと思います。 10月1日といいますのは、厚生労働省本省で、全国斉一的な発効日ということを目途にしております。

先程、田端委員から発効日についての御意見がありました。

これにつきましては、来年度の審議会で、どのようにするかということで、 御検討していただくということで、あくまでも今回はスケジュール案という ことで、作らせていいただいたのは、10月1日ありきということではなく て、厚生労働省本省で示している全国斉一発効日ということを、前提とした ものであるということで、御承知おきいただければというふうに思います。

上江洲会長代理

ただ今、事務局から、その他の事項で2つ説明をいただきました。

特にスケジュールの点については、次年度も、皆さん、関わることが決まっている方もいらっしゃると思います。

この時点で、このスケジュール等、先程までにあった意向表明のところで も構いませんが、今までの事務局の説明の中で確認したいこと、コメントし ておきたいということがございましたらお願いします。

(委員 挙手)

田端委員

ただ今の説明の中の、資料5の意向表明に関して、後、日程等も関わって くると思いますので、ここで確認させてください。

今回も、労側の方から、特定産業別最低賃金の意向表明があるところでありますが、まず、特定産業別最低賃金というのは、本来、地域別最低賃金を上回る水準が認められる場合に、関係労使の申出を受けて、公労使3者の全会一致の議決を経て設定されるものであるというふうに理解しております。

しかしながら、最近の地域別最低賃金の大幅な引き上げによりまして、沖縄の場合で言いますと、新聞業を除く沖縄県の特定最低賃金、畜産食料品製造業、清涼飲料・酒類製造業、それから糖類製造業、各種商品小売業、及び

自動車(新車)小売業、この5つの特定最低賃金については、地域別最低賃金 未満となり、地域別最低賃金が適用されまして、実質的に意味を成していな い状況にあります。

実際に、地域別最低賃金との乖離額が、例えば、畜産食料品製造業で言いますと、170円。それから一番低いものでも、自動車(新車)小売業が83円。それから、連続して地域別最低賃金未満となった年数が4年から8年とい

これらの特定最低賃金額と、地域別最低賃金額との乖離額が大きくて、連続して地域別最低賃金未満となった年数が続いている状況を勘案しますと、 これらの特定最低賃金については、廃止することが適当であると考えており

ついては、新聞業を除く、これらの5つの特定最低賃金については、労働局長の職権による廃止に向けて、手続きを進めることを予定いたします。

今後の日程の都合もありますので、今月中に、当協会の会長名で、要請文書を提出したいと思っております。以上であります。

上江洲会長代理

はい、まず、その他の説明の中の意向表明の件に関して、使用者側委員の 方から、コメントがありましたが、労側委員の方、何かコメント等あります でしょうか。

石 川 委 員

ありがとうございます。労働側、石川です。

うふうになっております。

ます。

先程、今、職権での廃止ということで、昨年、京都が、確か、新聞業で廃止になったということをお伺いしております。京都の場合は、意向表明は、行っておりましたが、毎年3分の1という署名を集めることができなかったという事情もございまして、昨年4月5日ですかね、確か廃止になったということを聞いております。

沖縄におかれましても、先程、田端委員からありましたように、畜産、清 涼飲料については、ずっと意向表明すらなされていないという状況ですの で、こちらの2業種につきましては、労働局長の職権での廃止ということは、 致し方ないのかなというふうに思っております。

一方で、その他3業種も、中々、行政審議で、審議入りがされていないという状況ではあるのですが、特賃も制度としてまず、労使取組の補完という役割も持っているのかなというふうに思っております。

これらの意向表明を行った自動車、商品小売、糖類の3業種は、近年審議 入りできていないところではあるんですが、今回、これから春闘時期でござ います。春闘時期の労使間の交渉であったりとか、後、通常の労使協議や、 労使交渉の中でも、この特賃については、引き続き、労働者側から使用者側 の方へ、特賃の必要性を訴えていくんだということを、労側としても、今確 認をさせていただいているところでございます。

労働者側委員としましても、引き続きではあるんですが、審議入りに向けた特賃の必要性というのを、その産業の適切な相場の形成に帰するというのが、特定産業別賃金という制度でございますので、最初の2業種については、致し方ないというところではあるんですが、意向表明を行っているところにつきましては、今後の労使協議、労使間のイニシアティブという言葉がありありましたが、その中での協議の内容というものも、我々は見守った上で、7月、8月の運営小委員会の中で改めて議論させていただきたいというふうに思っております。以上です。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございます。

今、使用者側の田端委員の方から、話が出たのは、要請という、これから 局長の方へ、要請されるということですよね。

田端委員

はい、今回、廃止をする際に、申出による廃止と職権による廃止があって、申出による廃止は、先程3分の1というのがありましたが、それは中々難しいので、ただ、実態として既に4年連続、8年連続地域別最低賃金を下回っていることを鑑みて、職権による廃止を求めているということです。

今、石川委員から話があったように、申出のない2業種については、議論が早いと思いますが、3業種については、次年度の審議の中で、色々協議をしてまいりたいと思っております。

上江洲会長代理

今、職権廃止の話が出ていますが、この審議会での審議事項とは異なりま すので、これについて、事務局の方からコメントをいただけますでしょうか。

梅澤賃金室長

通常の特賃の改正とか、廃止も含めましてですけど、正式には7月の段階での正式改正の申出をしてもらいます。今年度も4業種分いただきました。

意向表明はあくまでもスケジュールを組むために、4業種出す予定ですということなので、ここは、法律的な義務付けはない形になっているのですが、申出を出していただいて、それを受けて諮問を行っていくというのが審議会のスタートになります。

今、田端委員から説明があった最低賃金法第 17 条において、地域別最低賃金を本来なら上回っているはずの特定(産業別)最低賃金が、逆に下回って、その有効性、存在的なものについての疑問点、必要性についての問題があるというような場合については、職権による廃止が法律上定められております。

いずれにしても、局長の職権による廃止を行う場合についても、要請を受けて、労働局側が、行政権限としてどうするかということになるので、行政側で調査をした上で、例えば、労使の確認をさせていただくなり、というものを審議会とは別に行います。

労働局の行政側で、調査をした上で、諮問するかどうか要請を行った相手側に説明するなり、今後どうするのか等。

それで、もし諮問するとなった場合は、仮に言うと、審議会への諮問という形に、7月になるので、今、田端委員から話があったことについては、要請文書が出てきた段階で、調査をして、出来れば事務局側としては、7月の、今労働側から出されている意向表明に合わせた正式手続きも当然予定されますので、それと職権によるものをどうするのかという調査審議を行った上で、審議に図るのかどうかという特賃をまとめて対応していけるスケジュールを考えていく形になります。

4月から6月の間に、労使双方に調査なり、聞き取りなりということをさせていただくという運びになると思います。

それで、両者合意の分が出来るのであれば、特賃の場合は、諮問の際に、この業種については廃止の諮問を行いたい、これについては、改正の諮問を行いたいという、諮問の内容が、段階別に分かれるというものになると思います。

事務局案手続きとしては以上のとおりになっていくというふうに思って おります。以上です。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございます。

今回、スケジュールとの関係で出てきていますけれど、要請に関しまして、 その後の動きについても説明いただきましたので、次年度、また、この件が おそらく諮問される可能性があるなというのを、皆さん、お感じになったと 思います。

次年度は、7月上旬に、申出書の提出が、おそらく必要となると思いますので、それと合わせて、今回の要請の件も上がってくるということでご承知おき下さい。

(委員 挙手)

喜 納 委 員

各種商品小売業に関わっているので、お願いで述べさせていただければと 思います。

各種商品小売業なんですけど、朝から夜まで、土日、災害時など、ライフラインの責任者として、商品を供給しようとして働いている皆さんですけど、そういうところでありながら、やっぱり労働条件が厳しい、低いという状況にあって、特に、今年、俗にいうパートタイマーさんの採用が非常に厳しくなっていると。だから、今商品小売業で働く産業の実態が、今のままでいいのかということを、働く側として、使用者側のみなさんと協議したいと。そういうことで意向表明していくので、是非、入口でもシャットアウトす

そついっことで意向表明していくので、是非、人口でもシャットアワトするという、地域別最低賃金に飲み込まれていることは承知していますけれど、環境も状況も変わってくると、働く状況も変わってくるので、まずは、審議に臨んでいただきたいということで、是非、使側の皆さんにご理解願いたいと思います。以上です。

上江洲会長代理

はい、ありがとうございました。

次年度、この議論というのは、かなり出てくるというふうに、公益委員と しても、皆さんの議論の中に入れるようにということを心して臨みたいと思 います。

それでは、意向表明の話が続きましたけれど、スケジュールなんですが、 皆さん、慣れている方はご存じのように、まずは仮のスケジュールにはなっ ております。

もちろん始まる時には再度、皆さんのスケジュールを確認させていただいて、進めていくということになりますけれど、概ね今回提示されているスケジュールで、これはどうしてもというのがありましたら、仰っていただいて、

無ければこれでまずは、承認をいただきたいのですが、今ここで、このスケ ジュールではどうしてもという方はいらっしゃいますか。

(な し)

大丈夫でしょうか。

はい、それでは、次年度の審議会スケジュールについては、このとおり進めさせていただいて、次年度になりまして相談させていただくということでよろしくお願いいたします。

はい、それでは、ここまでが予定していました審議ということになりますけれど、最後に、これまで出てきた議題の関係でもよろしいですし、審議会のやり方、総括のところでもお話くださった方もいらっしゃいますけど、どなたか、最後に、これは申し述べておきたいということはありますでしょうか。

(な し)

はい、大丈夫でしょうか。

それでは、最後に、局長のほうから挨拶を頂戴して終了したいと思います。 よろしくお願いします。

西川沖縄労働局長

労働局長の西川でございます。本日は、今年度最後の審議会にご多用の中 ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から最低賃金制度の運営に当たりまして、多大な御 理解と御協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、先ほど振り返りました今年度の審議におきましては、急激な物価上昇を考慮いたしまして、労働者の生活の安定と向上、それから事業の発展というところに対して、最低賃金の改定がどのように影響していくかという観点から真摯にご議論をいただきました。

また、振り返って改めて思い出しました中央での目安審議が遅れまして、

非常にタイトな日程になったことにも関わらず、委員それぞれの立場から難 しい判断を迫られる中で結論を出していただきました。

今年度、無事に発効までの手続きを終了できましたことを、改めて厚く御 礼を申し上げます。

現下の雇用情勢については、ご承知のとおり、観光客の回復に伴いまして、 求人倍率が直近の数値で、1月ですと1.13倍というところまで、今回復をしています。

求人数でみますと、今コロナ前の水準を超えておりますし、中でも特徴的なものが、正社員の求人数も増加傾向にありますし、ハローワークで取り取り扱っている募集賃金についても上昇傾向ということで、求人の量、質両面から、改善傾向となっています。

ただ、一方で、ハローワークから人材不足と併せて、急激な物価の高騰が 想定以上の経営課題になっているという県内企業の状況報告もあります。

それに伴いまして、消費者物価も上昇しておりまして、今後の経済の動向 には注視が必要と感じています。

そのような中、政府では、「骨太の方針2022」では、最低賃金はできる限 リ早期に全国加重平均1,000円を目指すとしておりまして、現在、特に中小 企業・小規模事業者の皆さんに賃上げに向けた支援等の取組ということに労 働局としても取り組んでいるところでございます。

次年度の審議日程の案については、先程確認いただけましたけれど、このような雇用情勢、経済情勢も十分踏まえて、最低賃金の改定について、次年度も御議論をいただくことになりますので、何卒よろしくお願い致します。

最後になりますが、審議会での審議はもとより、今後も委員の皆様のご意見等を賜りながら、最低賃金制度の周知や履行監督のための監督指導等についても、全力で取り組む所存でございますので、引き続き皆様方の御理解と御協力の程を、お願い申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

T-	
	本日は、どうもありがとうございました。
上江洲会長代理	西川局長、どうもありがとうございました。
	それでは、これをもちまして、令和4年度沖縄地方最低賃金審議会の全て
	の審議日程を終了させていただきたいと思います。皆様お疲れ様でした。

令和4年度第6回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和5年3月10日(金) 16:03~17:01
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室 2 階
- 3 出席者

公益代表委員 4名(上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ、敬称略) 労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、砂川安弘、照喜名朝和、宮城千絵、敬称略) 使用者代表委員 5名(新垣朝雄、親川進、佐久本和代、比嘉華奈江、田端一雄、敬称略)

4 議題

- (1) 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- (2) 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

5 議事要旨

(1) 事務局から、令和4年度沖縄地方最低賃金審議会の総括として、4点の報告が行われた。 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会開催状況について

改正最低賃金に係る周知広報状況について

支援施策の実施状況について

最低賃金の履行確保を主眼とした行政指導結果について

- (2) 事務局から、令和4年度に設置した「沖縄県最低賃金専門部会」及び「沖縄県新聞業最低 賃金専門部会」の2つの専門部会について、最低賃金審議会令第6条第7項に基づく廃止 について説明、提案が行われ、廃止することについて承諾が得られた。
- (3) 事務局から、令和5年度沖縄県特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について、令和5年2月16日付で、4業種(糖類製造業、新聞業、各種商品小売業、自動車小売業(新車)) について、申出に向けた意向表明を受理した旨の報告が行われた。

また、「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会日程(案)」について提案がなされ、案により 進めていくことが確認された。

他に、使用者側委員より、最低賃金法第 17 条における労働局長による新聞業以外の 5 業種に係る職権廃止の要請を行う旨の発言があり、事務局から説明がなされた。